



## 12. 交通

### 1. 運転免許証

#### 1-1 日本で車を運転するには

日本で自動車やバイクを運転するときには  
運転免許が必要で、運転するときには運転免許証を、必ず携帯しなければなりません。日本で運転できる免許証は次の通りです。



#### 日本で運転できる免許証

##### 日本で取得した運転免許証

##### ジュネーブ条約締結国発給の国際運転免許証

- \* 母国の運転免許証を国際運転免許証に切り替えて日本へ持ってきたもの。有効期限は発行日から1年。(国際運転免許証を日本の免許に切り替えることはできません。)

##### 外国運転免許証

- \* ドイツ、スイス、フランス、イタリア、ベルギー、台湾の国籍を持つ人に限り、運転免許試験場にて、外国で取得した運転免許証を日本の運転免許証に切り替えることができます。入国から1年間は切り替えの必要はありません。日本の運転免許証へ切り替える場合はパスポートと運転免許証の日本語訳が必要で、翻訳文は、外国運転免許証を発給した機関か、日本にある大使館、領事館またはJAF(日本自動車連盟)で翻訳されたものに限ります。

切り替えの条件1：外国免許証が有効であること

切り替えの条件2：外国免許証を取得した日から通算で3か月以上

その国に滞在したことが証明できること

\* 日本語の翻訳文は JAF 各支部で受け付けています。発行申請書をホームページ <http://www.jaf.or.jp/inter/int00002.htm> からダウンロードも可能です。

JAF 日本自動車連盟 営業：月曜～金曜 9:00～17:30

JAF では、外国の運転免許証の日本語への翻訳のほか、車の事故や故障が起きたときに、24 時間年中無休の救援サービスを行っています。そのほか、会員（年会費が必要です）になるとドライブ情報の提供などさまざまな特典を受けることができます。

しずおかしづ 静岡支部	しずおかしづるがくまがりかね 静岡市駿河区曲金 6-4-8	TEL 054-654-1515
ぬまつじむしよ 沼津事務所	ぬまつじむわかばちよう 沼津市若葉町 3-41	TEL 055-922-6600
はままつじむしよ 浜松事務所	はままつじむしがしくしもいしだちよう 浜松市東区下石田町 336-1	TEL 053-421-4511

### 翻訳の依頼方法・必要書類・所要日数

JAF へ持参する場合（原則としてその日に発行が可能です。）

- 外国免許証翻訳文発行申請書（JAF ホームページ <http://www.jaf.or.jp/inter/int00002.htm> からダウンロードできます。英語、ポルトガル語、スペイン語、中国語、韓国語、タイ語、ドイツ語、フランス語、イタリア語、中国語（台湾）の 10 言語に対応。ダウンロードできない場合は、FAX で取り寄せが出来ます。）

- 外国運転免許証原本
- 発行料金 1 通 3,000 円
- 外国人登録証明書コピー（アラビア語、ロシア語で記載された免許証や、韓国、タイ、ミャンマーで発行された免許証の場合のみ必要です。翻訳日数も 2～3 週間かかります。）

ゆうそう ばあい もうしこみ ゆうそう やく しゅうかんでいど  
**郵送の場合** ( 申込から郵送まで約 1 週間程度かかります。)

- がいくめんきょしょうほんやくぶんはつこうしんせいしよ  
・外国免許証翻訳文発行申請書
- がいこくうんでんめんきょしょう めんきょしょう きさいじこう かくじつ よ と  
・外国運転免許証のコピー ( 免許証の記載事項が確実に読み取  
れるよう、免許証の表・裏両面とも、はっきりみえるコピーが  
必要 )
- はっこうりょうきん つう えん へんそうりょう えん げんきんかきとめ おく  
・発行料金 1 通 3,000 円に返送料 290 円を現金書留で送る。

## 1-2 外国の運転免許を日本の免許へ切替するには

がいく うんでんめんきょ にほん めんきょ きりかえ  
あなたの外国の運転免許証が有効であり、取得した日から  
3 か月以上、その国に滞在したことを証明すれば、母国の運転免許証  
をもとに日本の運転免許に切り替えることができます。( 第 1 種免許  
に限ります。 ) そのためには、最寄の運転免許センターで行われる  
試験 ( 学科と技能の確認問題 ) を受けなければなりません。

### にほん うんでんめんきょ きりかえてつづき 日本の運転免許への切替手続

か き ひつようしよるい きよじゆうち けいさつしよ めんきょまどぐち しんせい  
下記の必要書類により、居住地のある警察署の免許窓口へ申請し、  
きりかえのための試験日の予約をします。  
うけつけ げつよう きんよう  
( 受付：月曜から金曜 8:30 ~ 17:00 )

### ひつよう しよるい 【必要な書類】

- がいくじんとろうくげんびょうきさいじこうしやうめいしよ がいくじんとろうくしやうめいしよ  
・外国人登録原票記載事項証明書と外国人登録証明書
- しゃしん まい がげつくない きつえい  
・写真 1 枚 ( たて 3cm × よこ 2.4cm、6 カ月以内に撮影したもの )
- がいく うんでんめんきょしょう がいくめんきょしょう こうふび しゅとくび ゆうこうびなど  
・外国の運転免許証 ( 外国免許証の交付日、取得日、有効日等が  
ふめい ばあい めんきょしょう うんでんけいれき しやうめいしよなどでいしゆつ ひつよう  
不明な場合は、その免許証の運転経歴 証明書等の提出が必要です。 )
- めんきょしょう こうてき にほんごほんやくぶん がいく きやうせいしやう りやうじきかん  
・免許証の公的な日本語翻訳文 ( 外国の行政庁、領事機関、または  
にほんじどうしゃれんめい はっこう  
JAF 日本自動車連盟が発行したもの )
- しゆつにゆうこくきらく  
・パスポート ( 出入国記録のあるもの )
- てすうりょう えん じゆけんてすうりょう えん こうふてすうりょう えん  
・手数料 4,150 円 ( 受験手数料 2,400 円、交付手数料 1,750 円 )

か こ にほん めんきょしょう も ひと にほん きげんぎ めんきょしょうた  
過去に日本の免許証を持っていた人は、日本の期限切れ免許証又  
うんでんけいけいしょうめいしよ  
は運転経歴証明書

めんきょ ばあい  
ブラジルの免許の場合は I D カード、フィリピンの免許の場合は  
こうようりょうしゅうしよ ちゅうごく めんきょ ばあい みぶんしゅう  
公用領収書、中国の免許の場合は身分証。

けいさつしよ よやく しけんび きょじゅうち うんでんめんきょ  
警察署で予約をした試験日に、居住地のある運転免許センターで  
しけん う 試験を受けます。試験の内容は、適性検査、学科試験（交通規則  
の知識確認）、技能試験（運転技能の確認）。これに合格すると、  
ちしきかくにん ぎのうしけん うんでんぎのう かくにん こうかく  
その日のうちに日本の免許証が交付されます。なお、日本語が話  
せない方や書けない方は通訳できる方を同伴してください。

てきせいしけん しゃいしきべつ のうりょく ありいろ あおいろ およ きいろ しきべつ  
適正試験とは・・・視力テスト（両眼で 0.7 以上、片眼で 0.3 以上）  
色彩識別能力テスト（赤色、青色及び黄色の識別ができること）  
がっかしけん こうつうきそく ちしきかくにん せいごほうしき もんじゅつだい  
学科試験とは・・・交通規則の知識確認は、正誤方式で 10 問出題。  
もんだい えいご ちゅうごくご かんこくご ご  
問題は、英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、ペル  
シャ語の各言語でも受けられます。

### 【**がっかしけん ぎのうしけん めんじょ めんじょとくれいこく** 学科試験と技能試験が免除される免除特例国】

フランス、ドイツ、スイス、イタリア、ベルギー、オランダ、ルクセ  
ンブルグ、イギリス、デンマーク、アイルランド、ギリシャ、スペイ  
ン、ポルトガル、スウェーデン、ノルウェー、アイスランド、フィン  
ランド、オーストリア、オーストラリア、ニュージーランド、韓国、  
カナダ、の 22 か国の免許証の場合は、学科試験と技能試験が免除さ  
れ、適性試験だけで免許が交付されます。（2009 年現在）

### 改訂版「**がいこくごばんこうつう きょうそく はんばい** 外国語版交通の教則」の販売

うんでんめんきょ しゅとく じどうしゃうんでんめんきょしけんじょう がっかしけん う  
運転免許を取得するとき、自動車運転免許試験場の学科試験を受け  
るための「交通の教則」〔財〕全日本交通安全協会発行〕というテキ

ストがあります。日本語版のほか、外国語版「交通の教則」(英語、中国語、ポルトガル語、スペイン語、ハンゲル、ペルシャ語の6カ国語)をJAF(日本自動車連盟)で発行しています。日本語版は自治体によっては無料です。その他の言語に関しては1冊1,000円(消費税込み、送料別)で販売しています。

詳しくはJAFホームページをご覧ください。

<http://www.jaf.or.jp/index.htm> (日本語)

<http://www.jaf.or.jp/e/index.htm> (英語)

### 県内の運転免許センター

	<p>とうぼうてんめんきょ <b>東部運転免許センター</b> TEL 055-921-2000 (沼津市足高 241-10)</p> <p>公共交通機関： JR沼津駅北口(2番乗り場)から富士急バス「東部運転免許センター」行きに乗車(所要時間 約20分)</p>
	<p>ちゅうぼうてんめんきょ <b>中部運転免許センター</b> TEL 054-272-2221 (静岡市葵区与一丁目16-1)</p> <p>公共交通機関： JR静岡駅北口8番バス乗り場又は新静岡センターバスターミナル11番乗り場から静岡バス「中部運転免許センター」行きに乗車。(所要時間 約30分)</p>
	<p>せいぼうてんめんきょ <b>西部運転免許センター</b> TEL 053-587-2000 (浜松市浜北区小松 3220)</p> <p>公共交通機関： JR浜松駅から遠州鉄道西鹿島線に乗り遠州小松駅(JR浜松駅から約20分)で下車。徒歩で約15分</p>

## 2. 日本の運転免許証をとるには

### 2-1 原付免許

原付免許を取るには、適性試験及び学科試験と原付講習を受けなければなりません。受験資格は、16歳以上の人です。必要な書類をもって、居住地の警察署で受験の手続きを行います。その後、運転免許センターにて受験します。試験に合格すると、原則としてその日に免許証が交付されます。



#### 【必要な書類】

- 登録原票記載事項証明書
- 写真1枚（たて3.0cm × よこ2.4cm、6か月以内に撮影された証明写真）
- 手数料3,400円（受験手数料1,650円、交付手数料1,750円）
- 技能講習手数料 4,050円

外国免許を持っていた人（原付免許申請日前6か月以内に原付を運転できる外国の免許を持っていた人で、その国に免許取得後通算3か月以上滞在していた場合は、講習が免除されます。

### 2-2 普通運転免許

受験資格は、18歳以上の人です。日本では「自動車教習所」に通って実技や学科の勉強をし運転免許を取得するのが一般的です。普通自動車一種免許の場合、30万円くらいの費用がかかります。期間は自動車教習所によりそれぞれ違いますから、詳しいことは自動車教習所に問い合わせましょう。また、指定自動車教習所を卒業すれば技能試験は免除され、公安委員会が実施する学科試験と適正検査に合格すれば、免許証が交付されます。教習所のすべての講義は、試験と同じように日本語で行われます。（英語での試験も受

けられます。)

自動車教習所へ通わずに、直接受験する場合は、住所地の警察署で受験の手続きをし、後日、運転免許センターで試験をうけます。試験は、仮免学科、仮免技能、本免許学科、本免許技能の順に行われます。

### 2-3 運転免許の有効期間と失効

運転免許の有効期間は、免許証の交付日から3回目の誕生日の1か月後までです。その後は免許証の保有期間や違反の有無により、3年または5年ごとの更新となります。更新期間が近づくと「運転免許更新のおしらせ(運転免許証更新通知書)」のはがきが郵送され(住所が変わった場合、警察にも住所変更の届出をしておかないと、更新の連絡はがきは届きません)、指定の運転免許センター、または警察署で更新の手続きをします。更新時には適性検査と更新時講習を受けることとなります。

更新を忘れると運転免許が失効(無効)となり、新たに免許試験を受け直さなければなりません。

### 2-4 住所が変わったら

住所が変わったときは、運転免許証に書かれた居住地の変更手続をする必要があります。新しい住所を証明するもの(外国人登録証明書、健康保険証など)を持って、転居先の警察署または運転免許センターなどで手続きをしてください。

警察署リスト P240

### 2-5 運転免許の停止・取り消し

#### 日本の点数制度

点数制度とは交通事故のほか、信号無視や速度オーバー、駐車違反などに対して点数をつけ、違反を犯すたびに点数を加算し、3年間

で合計点が一定の基準に達したとき、免許取消しや免許停止などの行政処分を与えるものです（過去3年以内に行政処分を受けたことがない場合、6点から14点までは運転免許の効力の停止処分に、15点以上は取り消し処分になります）。特にひき逃げ事故や飲酒運転（酒気帯び運転）、無免許運転などは悪質重大な違反であり行政処分も重くなります。

### 軽い違反は交通反則通告制度

軽い交通違反（反則行為）を犯した場合は、交通違反の現場で、警察官から青い紙（交通反則告知書）と仮納付書を渡され、納付期限内（その日を含めて8日以内）に郵便局が銀行に反則金を納めなければなりません（違反点数は加算されます）。主な交通違反の点数と反則金の額は次の通りです。

#### 主な交通違反の点数と反則金の額

交通違反の種類	点数	反則金額 (大型)	反則金額 (普通)	反則金額 (自動二輪)
速度超過 (25km以上30km未満)	3	25,000円	18,000円	15,000円
放置駐車違反(駐車禁止場所等)	2	21,000円	15,000円	9,000円
駐停車違反(駐車禁止場所等)	1	12,000円	10,000円	6,000円
信号無視(赤色等)	2	12,000円	9,000円	7,000円
通行禁止違反	2	9,000円	7,000円	6,000円
通行区分違反	2	12,000円	9,000円	7,000円
追越し違反	2	12,000円	9,000円	7,000円
交差点安全進行義務違反	2	12,000円	9,000円	7,000円
携帯電話使用等(保持)	1	7,000円	6,000円	6,000円

## 飲酒運転の罰則強化

飲酒運転をしたり、飲酒運転を隠そうとする悪質な運転者（ひき逃げ）に対する罰則強化のほか、道路交通法では罰則がなかった車両提供や酒類提供、飲酒運転車両への同乗についても罰則が設けられました。飲酒運転は、事故をおこさなくても、運転免許の停止または取消処分になります。四輪以上の自動車だけでなく、二輪または三輪自動車、原付も対象となります。

### 【運転手への罰則】

運転手が酒酔い運転の場合 5年以下の懲役または100万円以下の罰金、運転免許の取消処分  
酒気帯び運転の場合 3年以下の懲役または50万円以下の罰金、運転免許の停止処分

### 【車両を提供した人への罰則】 運転者と同じ刑罰。

### 【酒類を提供した人、同乗者への罰則】

運転者が酒酔い運転の場合 3年以下の懲役または50万円以下の罰金  
酒気帯び運転の場合 2年以下の懲役または30万円以下の罰金

## 3. 自動車の保有と使用

自動車の保有・使用者には、登録、保管場所の確保、自動車の検査、強制保険の加入などの法的義務があります。また、自動車の購入代金のほか、ガソリン代はもちろん保険料、車検代、自動車税、修理代などの費用がかかることも覚えておきましょう。

### 3-1 自動車の登録

次のようなときは所在地を管轄する運輸支局で登録が必要で、すべての自動車はナンバープレートをつけなければなりません。登録の手続きは自動車を購入したお店などで代行してもらうこともできます。また、自動車を購入し、登録するには実印（市区町役場に登録した（印鑑登録）ときのはんこ）が必要です。

#### 【登録が必要な場合】

- 自動車を購入したとき
- 所有者の住所や氏名が変わったとき
- 自動車を譲ったり、譲ってもらったとき
- 自動車を廃車にしたとき
- ナンバープレートを紛失したとき

### 3-2 車庫証明

自動車を保有するには、車庫証明（駐車場を道路以外の場所に確保していることを証明するもの）が必要です。駐車場が確保できたら、自分の住んでいる地区の警察に自動車保管場所証明申請書を提出し、証明書と保管場所標章（車庫証明）を発行してもらいます。

### 3-3 自動車の検査（車検）

自分の車が法律に定められた基準に合っているか、一定期間ごとにチェックするのが、自動車の検査、いわゆる車検です。この検査に合格して自動車検査証（車検証）の交付を受けていない車は公道を走ることができません。車検の有効期間は自家用車の場合2年（新車の自家用車だけ初回は3年）で、2年ごとに検査を受けなければなりません。点検が終了すると四角のステッカーを受け取りますから、車のフロントガラスに貼っておかなければなりません。

しゃけん てつづき けんさ ぎょうしゃ だいいこう てすうりょう  
車検の<sup>しゃけん</sup>手続<sup>てつづき</sup>や検査<sup>けんさ</sup>は、業者<sup>ぎょうしゃ</sup>に代行<sup>だいいこう</sup>してもら<sup>てすうりょう</sup>うと手数料<sup>てすうりょう</sup>がかかります  
が、スムーズ<sup>じぶん てつづき</sup>にできます。自分<sup>じぶん</sup>で手続<sup>てつづき</sup>をする場合は最寄<sup>ばあい</sup>りの運輸支局<sup>もよ うんゆしきょく</sup>  
に<sup>と あ</sup>問い合わせ<sup>と あ</sup>せてください。

けんない ちゅうぶうんゆしきょく  
県内の<sup>けんない</sup>中部運輸局支局<sup>ちゅうぶうんゆしきょく</sup>

しずおかうんゆしきょく  
・静岡運輸支局<sup>しずおかうんゆしきょく</sup>

しずおかしするがくくによしだ ちやうめ  
静岡市駿河区国吉田 2 丁目 4-25 TEL 050-5540-2050

かんかつちいき しずおかし しまだし やいづし ふじえだし まきのほらし はいばらくん  
(管轄地域: 静岡市、島田市、焼津市、藤枝市、牧之原市、榛原郡)

こうつうきかん  
【交通機関】 JR 東海道本線東静岡駅下車 (約 2km)

しずてつ こくどうしずおかしみずせん  
静鉄バス(国道静岡清水線)「シャンソン前」

げしゃ と ほ ふん  
下車、徒歩 3 分

しずおかてどう けんりつそうごううんどうじやう げしゃ と ほ ふん  
静岡鉄道「県立総合運動場」下車 徒歩 10 分

しずおかうんゆしきょく ぬまづじどうしゃけんさとうろくじむしよ  
・静岡運輸支局 沼津自動車検査登録事務所

ぬまづしはら  
沼津市原 2480 TEL:050-5540-2051

かんかつちいき ぬまづし あたまし みしまし いとうし ごてんばし  
(管轄地域: 沼津市、熱海市、三島市、伊東市、御殿場市、

ふじのみやし ふじし しもだし すそのし いずし いずくにし  
富士宮市、富士市、下田市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、

かもくん たがたくん すんとうぐん  
賀茂郡、田方郡、駿東郡)

こうつうきかん はらえき と ほ ふん  
【交通機関】 JR 原駅から徒歩 20 分

はらじゆんかん  
ミューバス原循環

ぬまづじどうしゃけんさとうろくじむしよまへ と ほ ふん  
「沼津自動車検査登録事務所前」から徒歩 1 分

しずおかうんゆしきょく はまつじどうしゃけんさとうろくじむしよ  
・静岡運輸支局 浜松自動車検査登録事務所

はまつしひがしくりゆうつうちよまち  
浜松市東区流通元町 11-1 TEL 050-5540-2052

かんかつちいき おまえぎき きくかわし かけがわし ふくろいし いわたし もりまち  
(管轄地域: 御前崎市、菊川市、掛川市、袋井市、磐田市、森町、

こさいし ありちやう  
湖西市、新居町)

こうつうきかん えんてつ かばおざわたりせん さんぎやうてんじかんまへ と ほ ふん  
【交通機関】 遠鉄バス(蒲小沢渡線)「産業展示館前」から徒歩 5 分

## 4. 自動車事故と保険

### 4-1 自動車事故を起こしてしまったら

#### 1. 警察へ連絡

他の交通のじゃまにならないような安全な場所へ車を止め、警察（電話 110 番）に速やかに通報し、負傷者がいた場合は救急車の手配を依頼し、負傷者の安全を確保します。

緊急のとき「1 救急、火事や交通事故、犯罪のときの緊急電話 P6」をご覧ください。

#### 2. 現場検証

警察が到着したら、事故の現場を確認してもらいます。警察官が現場に到着するまで立ち去ってはいけません。（負傷している場合を除く）。と、あとで保険金が出ない場合があります。

#### 3. お互いの確認

事故の相手に自分の住所・氏名・連絡先を伝え、相手方の確認もしましょう。

#### 4. 保険会社に連絡

連絡をしないと、保険金が支払われなくなる場合があります。保険会社は事故後のアドバイスや、被害者との話し合いを引き受けてくれたりするので、被害者との交渉は保険会社を通して行うようにしましょう。

### 4-2 交通事故にあった場合は

#### 1. お互いの確認

事故の相手の住所、氏名、電話番号、車のナンバーなどを確認し

まして、<sup>あいて</sup>相手にも、<sup>じぶん</sup>自分の名前、<sup>なまえ</sup>住所、<sup>じゅうしょ</sup>電話番号を必ず伝えてください。

## 2. <sup>けいさつ</sup>警察へ連絡

すぐに最寄りの警察（電話 110 番）に連絡します。後日、事故の相手や保険会社に被害補償を請求するために、交通事故証明が必要になりますから、必ず警察に連絡しましょう。

## 3. <sup>びょういん</sup>病院へ行き、<sup>い</sup>診断書を作成

事故の相手や保険会社に治療費などを請求するときに必要です。けがの程度が軽くても、必ず医師の診断を受け診断書をつくってもらいましょう。

## 4. <sup>しゅうろうしやうめいしよ</sup>就労証明書を作成

仕事ができないほどのけがをした場合は事業主（会社）に連絡し、就労証明書を作成してもらいましょう。事故の相手や保険会社に休業損害の請求を行うときに、事業主が作成した就労証明書が必要となります。

交通事故でけがをした場合は、事故の相手の自賠責保険や任意保険で補償が受けられます。勤務中や通勤途中で交通事故にあった場合、労災保険からも補償が受けられます。

### 4-3 <sup>こうつうじこそうだん</sup>交通事故相談と<sup>こうつうさいがいきょうさい</sup>交通災害共済

#### <sup>こうつうじこそうだん</sup>交通事故相談

交通事故の被害者や加害者になってしまった場合は、早めに専門の

相談機関で相談をしましょう。経験豊富な相談員が対応してくれます。複雑な問題には弁護士が助言してくれます。相談は無料で、秘密は守られます。相談機関は各市町または下記へ問い合わせてください。

静岡県交通事故相談所 TEL 054-202-6000

静岡市駿河区南町 14-1 ( 中部県民生活センター内 )

### 【一般相談】

- 相談日 毎週月曜から金曜 ( 祝祭日を除く )
- 時間 9:00 ~ 16:00
- 相談方法 来所による面接のほか、電話、手紙での相談も行います。

### 【法律相談】

- 弁護士が立ち会い、相談に応じます。
- 相談日 第1・第2・第3木曜 ( 祝祭日を除く )
  - 時間 13:00 ~ 16:00

### 【巡回相談】

- 遠方の方には、相談員が各市町に出向いて相談に応じます。
- 時間 10:00 ~ 15:00
  - 申込み 各会場の市町役場へ
- 事前予約制となりますので、相談日の2日前まで ( 土・日・祝日が入る場合はその前日まで ) にお申し込みください。

## 交通災害共済

加入者が日本国内の自動車やバイクによる交通事故に遭った場合に、見舞金を受けられる制度です。制度については各市町に問い合わせてください。

### 4-4 強制保険 ( 自動車損害賠償責任保険 )

保険には強制保険と任意保険の2つの保険があります。日本では

すべての自動車の所有者は自動車損害賠償責任保険（自賠責保険）に加入することが法律で義務付けられていて、自動車の購入時や車検のときに、自動的に加入されます。この保険は自動車またはバイクを運転中に他人を死傷させた場合のみ適用され、被害者の損害を限度額まで補償するものです。事故によっては多額の賠償金がかかることがあり、自賠責保険では最低限の補償がなされますが、十分ではないので、さらに任意保険に入ることをおすすめします。

#### 4-5 任意保険

強制保険の対象とならない対物損害（他人の物を壊すなどの事故）や車両損害（自動車を盗まれる）や、強制保険の対象となる対人損害であっても、事故の賠償額が自賠責保険の支払いを超える損害などのときに支払われます。任意保険は民間の保険会社で加入できます。

### 5. バイク、自転車の保有と使用

#### 5-1 バイクの登録

排気量が125ccを超えるバイクは、中部運輸局支局（自動車検査登録事務所）で登録手続きを行い、ナンバープレートの交付を受けてください。また、原付バイク（125cc以下のもの）は、住んでいる市区町の役所へ申請します。



#### 5-2 自転車の防犯登録

自転車には防犯登録制度が義務付けられています。もし、盗難などの被害にあった場合、自転車が手元にもどりやすくなります。自転車を購入した店で手続きしましょう。

### 5-3 自転車盗難にあったら

自転車が盗難にあってしまったら、近くの交番に盗難届を出してください。市が撤去した放置自転車の中から、乗り捨てられた盗難自転車が発見される場合も少なくありません。



けいさつしよ  
警察署リスト P240

### 5-4 駐輪

#### 放置禁止区域

駅前など、条例で自転車や原付バイクを置いてはいけないと定められている区域（放置禁止区域）があります。その区域に自転車や原付バイクを停めると強制的に撤去されて、所定の保管場所に移動されます。自転車や原付バイクは駐輪場を利用しましょう。

ほうちきんしくいきひょうしき  
放置禁止区域標識



#### 撤去自転車や原付バイクの返還

撤去された自転車や原付バイクを引き取る場合には、かごと外国登録証明書や運転免許証などの身分証明書、撤去保管料の支払ひが必要になります。

## 6. 交通規則

### 基本的な交通ルール

- 歩行者は歩道がない道路では道路の右端を歩きます。
- 自動車や自転車は車道の左側部分を通行します。
- 歩行者と自転車や自動車では、歩行者が優先です。
- 交通信号と道路標識に従わなければなりません。

おも こうつうひょうしき  
主な交通標識

			
<p>いちじていし <b>一時停止</b> くるま じてんしゃ 車・自転車は と いったん止まります</p>	<p>じょこう <b>徐行</b> しゃりょうなごていし 車両等は停止できるよ そくど しんこう うな速度で進行します</p>	<p>しゃりょうしんにゅうきんし <b>車両進入禁止</b> くるま さき 車はこの先は はい 入いけません</p>	<p>つうこうどめ <b>通行止</b> ほこうしゃ じてんしゃ くるま 歩行者と自転車、車は とお 通ってはいけません</p>
			
<p>しゃりょうつうこうどめ <b>車両通行止め</b> くるま 車は とお 通れません</p>	<p>いっぽうつうこう <b>一方通行</b> くるま やじりし ほこう 車は矢印の方向に のみ進めます</p>	<p>していほうこうがいしんこうきんし <b>指定方向外進行禁止</b> くるまやじりし ほこう 車は矢印の方向のみ すす 進めます</p>	<p>きんじじかんないちゅうていしゃきんし <b>禁止時間内駐停車禁止</b> くるま していじかんない 車は指定時間内 ちゅうしゃていしゃ 駐車・停車できません</p>
			
<p>きんじじかんないちゅうていしゃきんし <b>禁止時間内駐停車禁止</b> くるま していじかんない 車は指定時間内 ちゅうしゃ 駐車できません</p>	<p>ほこうしゃおうだんきんし <b>歩行者横断禁止</b> ほこうしゃ 歩行者は おうだん 横断してはいけません</p>	<p>ほこうしゃおよびじてんしゃせんよう <b>歩行者及び自転車専用</b> ほこうしゃ じてんしゃ 歩行者と自転車は とお 通れます</p>	<p>ほこうしゃせんよう <b>歩行者専用</b> ほこうしゃ 歩行者のみ とお 通れます</p>

## ほこうしゃ きほん 歩行者の基本ルール

ほどう  
歩道があるところは、  
かならず ほどう ある  
必ず歩道を歩きましょう。



いそ  
急ぐときでも、  
かならず しんごう まも  
必ず信号を守りましょう。



ほどう  
歩道がないところでは、  
どうろ みぎがわ ある  
道路の右側を歩きましょう。



ちゆう ていしや くるま あいだ  
駐・停車している車の間か  
ら どうろ おうだん  
道路を横断するのはやめ  
ましょう。



かなら おうだん ほどう ほどうきよう わた  
必ず横断歩道や歩道橋を渡りま  
しょう。横断歩道や歩道橋がな  
い場合は、左右をよく見て、車  
のないことを十分確認してから  
わた  
渡りましょう。



## じてんしゃ きほん 自転車の基本ルール



じてんしゃ しやどう ひだりはし  
自転車は、車道の左端  
とお  
を通りましょう。

ほか じてんしゃ へいそう  
他の自転車との並走  
はやめましょう。



くるま ほこうしゃ うご  
車や歩行者の動きに、  
じゅうぶんちゅうい  
十分注意しましょう。



じてんしゃ つうこう ひょうしき ほどう  
自転車が通行できる標識のある歩道  
では、自転車は通行できます。



ほどう ほこうしゃ ゆうせん ほどうじょう ろう  
歩道は歩行者が優先です。歩道上を猛スピード  
で走ったり、ベルを鳴らして歩行者をよけさせ  
てはいけません。また、歩行者の通行を妨げる  
ばあい いちじていし  
場合は、一時停止しなければなりません。



やかん かなら  
夜間は必ずライトをつけ  
ましょう。



いちじていし ひょうしき  
一時停止の標識のあるところでは、  
かなら いちじていし さゆう あんぜん たし  
必ず一時停止をして左右の安全を確  
かめましょう。



しんごうき こうさてん かなら しんごうき  
信号機のある交差点では、必ず信号機  
にしたがって通行しましょう。横断歩道に  
じてんしゃおうだんたい へいせつ  
自転車横断帯が併設されている場合は、  
その自転車横断帯を通りましょう。



ヘッドホンをつけた  
まま運転してはいけ  
ません。



携帯電話を片手に運転  
してはいけません。



傘をさしながら運転  
してはいけません。

### 自動車やバイクの基本ルール

運転免許を取得していない人や酒を飲んだ人は、絶対に自動車やバイクの運転してはいけません。これらの行為は大変危険なので、重い処罰が課せられています。



自動車に乗るときは、運転する人や同乗する人は必ずシートベルトを着用しなければいけません。6歳未満の幼児を乗せるときは、必ずチャイルドシートを使用しなければいけません。バイクに乗るときは必ずヘルメットをかぶります。



運転中は携帯電話を使ってはいけません。

こうつうしんごう、こうつうひょうしき、どうろひょうじ、したが  
交通信号、交通標識、道路標示に従わ  
なければいけません。



いちじていし ひょうしき かなら  
一時停止の標識のあるところでは、必  
いちじていし さゆう あんぜん たし  
ず一時停止をして左右の安全を確かめ  
なければいけません。



にほん こうれいしゃ じこ たはつ  
日本では高齢者の事故が多発していま  
こうれいしゃ おも  
す。高齢者を見かけたら、とくに思い  
やりのあるうんてん、こころ  
運転を心がけましょう。